

ASSESSMENT

24 July 2025



コンタクト

Natasha Talisca
AdriantoAssociate Lead Analyst-Sustainable Finance
ムーディーズ・ジャパン株式会社
natashatalisca.adrianto@moodys.com

MJ Park

Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
mj.park@moodys.com

Jeffrey Lee

SVP-Sustainable Finance
sukjoonjeffrey.lee@moodys.com

三菱UFJ銀行・独立行政法人国際協力機構

セカンド・パーティー・オピニオン：サステナブルファイナンスフレームワークにSQS2を付与

概要

ムーディーズは、三菱UFJ銀行（「MUFG」）と独立行政法人国際協力機構（「JICA」またはまとめて「貸し手」）の2024年12月付けのサステナブルファイナンスフレームワーク（「フレームワーク」）にSQS2のサステナビリティ・クオリティ・スコア（非常に高い）を付与した。同資金使途限定型のフレームワークは、6つのソーシャルカテゴリーと、3つのグリーンカテゴリーと社会・環境目標を組み合わせた1つのカテゴリーのプロジェクトのファイナンスを目的として設定された。このフレームワークは、ローンマーケットアソシエーション、アジア太平洋地域ローンマーケットアソシエーション、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LMA/APLMA/LSTA）のグリーンローン原則（GLP）2023およびソーシャル・ローン原則（SLP）2023の4つの核となる要素に適合している。フレームワークは、サステナビリティへの貢献度がある程度高い(Significant)ことを示している。

サステナビリティ・クオリティ・スコア

原則との適合
資金使途

総合的な適合度

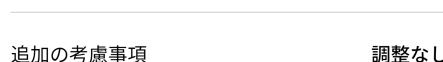


要因 適合度



サステナビリティへの貢献度

最終的なサステナビリティへの貢献度

予備的なサステナビリティへの貢献度
関連性と重要度

ある時点の評価

本稿は2025年7月24日発行の英文版[MUFG Bank / Japan International Cooperation Agency:Second Party Opinion – Sustainable Finance Framework Assigned SQS2 Sustainability Quality Score](#)の翻訳です。

対象

ムーディーズは、MUFGとJICAのサステナブルファイナンスフレームワークがLMA/APLMA/LSTAのGLP 2023およびSLP 2023と適合しているかどうかを含め、その持続可能性についての意見を表すセカンド・パーティー・オピニオン（SPO）を作成した。

MUFGとJICAは、このフレームワークの下で、6つのソーシャルカテゴリーと、3つのグリーンカテゴリーと社会・環境目標を組み合わせた1つのカテゴリーのプロジェクトに資金を提供する。概要は本稿の付録2を参照されたい。MUFGとJICAは資金使途限定型のローンを提供するが、これには個人・中小企業（SME）向けのツーステップローンと事業法人・民間企業向けの融資（「協調融資」）が含まれる。ツーステップローンでは、MUFGのパートナー銀行であるクルンシィ、バンクダナモン、ヴェティンバンク、セキュリティバンクとその連結子会社がMUFGとJICAからのバックファイナンスを受け、事業実施国の最終的な借り手に対してグリーンローンやソーシャルローンを提供する。協調融資については、MUFGおよび/またはそのパートナー銀行とJICAが共同で、事業実施国の事業法人・民間企業に対し、グリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローンを提供する。同フレームワークは、MUFGやそのパートナー銀行がJICAとともに融資を行う場合に適用される。

ムーディーズの評価は、2024年12月3日に受領した最新のフレームワークに基づいており、ムーディーズの意見はこの最新のフレームワークに関する現時点の詳細な評価¹、また公開情報およびMUFGとJICAが提供した非公開情報を反映している。

2024年11月に発行した「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン評価手法](#)」に基づき、本SPOを作成した。

貸し手の概要 — 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行は、三菱UFJフィナンシャルグループの子会社であり、商業銀行部門である。グループはアジア太平洋（APAC）地域において、ASEAN、東アジア、南アジア、オセアニアにまたがる18の市場（日本を除く）にネットワークを持ち、MUFG自身も東南アジアのいくつかの大手銀行と戦略的パートナーシップを結んでいる。これらには、ベトナムのヴェティンバンク、タイのクルンシィ、フィリピンのセキュリティバンク、インドネシアのバンクダナモンなどが含まれる。2023年度末時点で、連結総資産は323.9兆円である。

貸し手の概要 — 独立行政法人国際協力機構

国際協力機構（JICA）は、独立行政法人国際協力機構法（JICA法²）に基づいて、日本の政府開発援助（ODA）を担う外務省所管の独立行政法人として2008年に設立された。

JICAは技術協力、円借款・海外投融資などの有償資金協力、無償資金協力といった二国間援助を行うことで、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに日本及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として事業活動を実施している。

強み

- » JICAとMUFGのプロジェクトの選定プロセスは確立されており、長期的なサステナビリティへの貢献度を支え、また関係者に対する透明性を確保している。
- » 事業の事前・事後評価報告書と、JICAの目標とアプローチを詳述したセクター別文書が公表されており、透明性と説明責任が確保されている。

課題

- » グリーンビルディング、持続可能な水資源および廃水管理、食糧の安全保障と持続可能な食糧システムのカテゴリーにおいては、明確な閾値は設定されていないが、JICAはプロジェクトの詳細を記載した事業事前評価表を公表している。

原則との適合

フレームワークは LMA/APLMA/LSTA'sのGLP 2023およびSLP 2023の 4 つの核となる要素に適合している。原則との適合性スコアカードの概要については、付録 1 を参照されたい。

- | | |
|--|--|
| ☐ Green Bond Principles (GBP) | ☒ Green Loan Principles (GLP) |
| ☐ Social Bond Principles (SBP) | ☒ Social Loan Principles (SLP) |
| ☐ Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP) | ☐ Sustainability Linked Loan Principles (SLLP) |

資金使途

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

適格カテゴリーの明確性 – 適合 (ALIGNED)

貸し手は、JICAの事業に融資を行うことを目的としており、対象事業は10の適格カテゴリーに分類される。適格プロジェクトは、経済開発協力機構(OECD)の開発援助委員会 (DAC) 援助受取国・地域リスト³に基づき作成された円借款対象国所得階層別分類に掲載された国⁴を対象に実施される。このフレームワークの対象となる金融商品は、ツーステップローンと協調融資に限定される。ツーステップローンは、MUFGとJICAが、MUFGのパートナー銀行を通じて、日本のODAの対象となる開発途上国の個人および中小企業に提供する。協調融資は、MUFGおよび/またはそのパートナー銀行とJICAが、日本のODAの対象となる開発途上国に所在する事業法人・民間企業に提供する。このストラクチャーに関与するパートナー銀行は、フレームワークに含まれる銀行に限定される。

JICAの高度に多角化された事業を反映し、適格カテゴリーの定義は幅広く、事業内容例は幅広いプロジェクトを対象としており、一部のカテゴリーを除いて閾値は設定されていない。ただし、プロジェクトの詳細はウェブサイト公表されている事業の事前・事後評価報告書など、透明性の高い選定・評価プロセスによって補われている。また、JICAはグローバル・アジェンダ、ポジションペーパー、課題別指針などのセクター別の様々なガイドラインを公表しており、各セクターにおけるアプローチや目標を詳述している⁵。

環境/社会目標の明確性 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

社会・環境目標は明確かつ関連性がある。また、国連の持続可能な開発目標 (SDGs) などの国際基準との一貫性が保たれている。

期待される便益の明確性 – 適合 (ALIGNED)

期待される便益は、全てのカテゴリーにおいて明確かつ関連性があり、測定可能である。フレームワークで決められている期待される便益のレポーティングに加えて、JICAは選定プロセスにおいて期待される便益を評価する。さらに、各プロジェクトの期待される便益は事業事前評価表及び事後評価報告書で開示される。

プロジェクトの評価と選定のプロセス

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

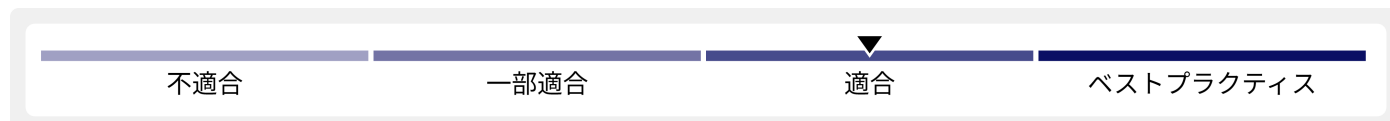
適格プロジェクトを選定するプロセスの透明性と質 – ベストプラクティス (BEST PRACTICES)

プロジェクトの評価と選定のプロセスは明確であり、その役割と責任は明確に定義されており、関連する専門知識を備えた意思決定者が選定されている。このフレームワークを元に融資を受けるすべてのプロジェクトは、MUFGとJICA双方の評価と選定プロセスを経る。MUFG側では、三菱UFJ銀行サステナブルビジネス部が適格プロジェクトの整合性を評価する。また、選定プロセスを社内文書化されトレーサビリティが確保される。JICAは、OECD-DACの評価基準⁶に基づいた評価ガイドライン⁷に従ってプロジェクトの事前評価を行う。評価の結果は事業事前評価表としてJICAのウェブサイトに公表され⁸、関係者に対する透明性を確

保している。さらに、外部の専門家により構成される事業評価外部有識者委員会は、評価の質を向上することを目的として事業評価プロセスに関する助言を行う。最後に、貸し手は融資期間中にわたりプロジェクトの適格性をモニタリングし、適格基準を満たしていない場合には、適格基準に従って借り手が適切なプロジェクトに資金を再充当することを求める。このような再配分が不可能な場合、プロジェクトはグリーンプロジェクトおよび/またはソーシャルプロジェクトとしての適格性を失う。

貸し手は環境・社会リスクを低減する包括的なプロセスを設定している。MUFG側では、新規ファイナンスの対象となるすべてのプロジェクトが、MUFG環境方針、MUFG人権方針、MUFG環境・社会ポリシーフレームワークなどのMUFGの内部方針及びガイドラインに照らして評価される⁹。JICA側では、各プロジェクトは、JICAの環境社会配慮ガイドラインに基づいてスクリーニング、環境レビュー、モニタリングが行われる¹⁰。

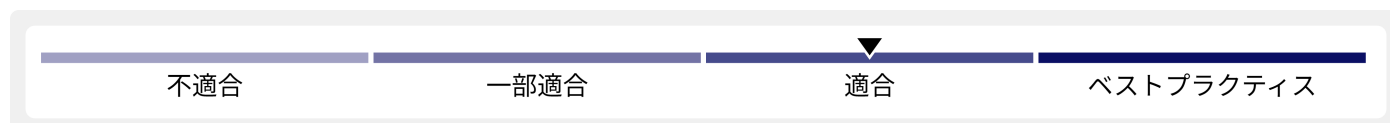
調達資金の管理



調達資金の充当と追跡－適合 (ALIGNED)

貸し手は、貸付金を追跡するための明確なプロセスを定義している。貸し手は、融資毎に資金用途に応じて開発効果指標を設定し、資金用途やプロジェクトの進捗状況および充当状況を年次でモニタリングする。融資金の支払いは、ディスバースのスケジュールを元に行われ、契約書で定められる。契約書では、融資金の支払いの頻度と金額が設定され、借り手が契約で定められた支払い条件を満たした場合にのみ、支払いが実行される。最後に、プロジェクトへの資金の充当期間については、それぞれのプロジェクトに応じて個別に設定されるため、貸し手は全額充当までの期限は設定していない。借り手の未充当資金は最小限に抑えられる可能性が高い。これは、支払いは契約で合意された条件に基づき、借り手による要求に応じて行われるが、貸し手による審査と承認を得た上で実行されるためである。また、借り手は融資契約書で定められた資金用途以外への資金充当を禁じられている。

レポートニング



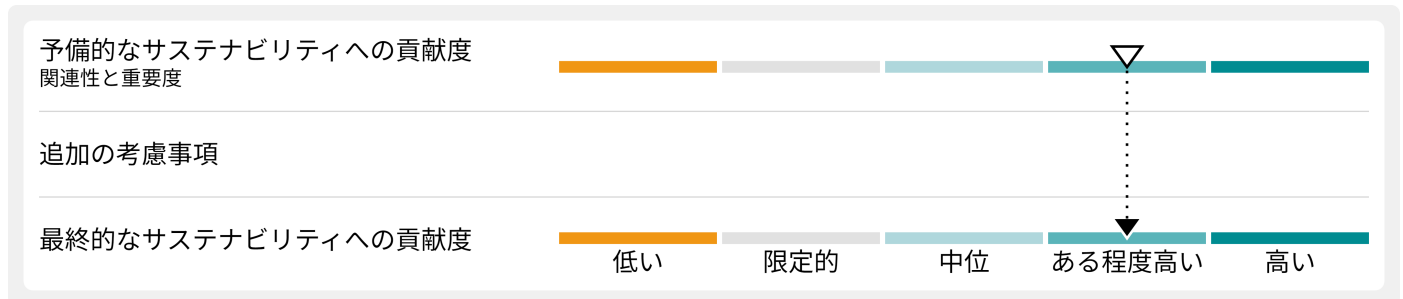
レポートニングの透明性－適合 (ALIGNED)

MUFG、パートナーバンクおよびJICAからの借り手は、借入金 が全額充当されるまで、年次で充当状況と環境および/または社会便益について貸し手にレポートニングを行う。借り手から貸し手への報告には、プロジェクトに関連する重要な進展、事象または論争（該当する場合）も含まれる。選択されたインパクト指標は明確かつ適切、網羅的であり、詳細な算定手法が開示されている。プロジェクトの環境および/または社会インパクトは、適宜JICAによって一般開示される。JICAによって公表されている事業事前評価表及び事後評価報告書には、プロジェクトのインパクトに関する詳細な分析が含まれている。

貸し手は、融資金の充当やインパクトレポートに対する独立監査人による検証を確約していないが、JICAの事後評価報告書は独立した第三者が作成し、正確性と説明責任が担保されている。また、JICAサイドでは、資金用途は有償資金協力勘定に含まれるプロジェクトへの充当であり、有償資金協力勘定は監査の対象のため、融資金の充当に関するレポートニングの正確性が確保されている。

サステナビリティへの貢献度

本フレームワークは、サステナビリティにある程度高い（Significant）貢献をすることが期待される。これは、適格プロジェクトのカテゴリーの関連性と重要度に基づき、サステナビリティへの貢献度がある程度高いと評価される予備的なスコアを主に反映しており、追加の考慮事項を理由とした調整を予備的なスコアに加えていない。



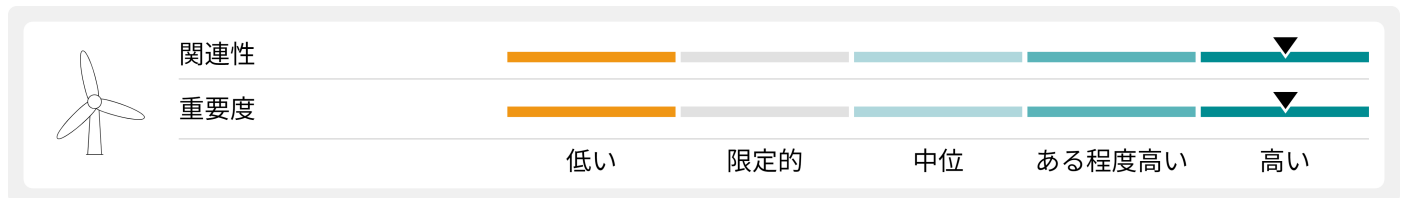
予備的なサステナビリティへの貢献度

適格プロジェクトのカテゴリーの関連性と重要度に基づいた予備的な評価では、サステナビリティへの貢献度はある程度高いとされる。貸し手から提供された情報に基づいて、対象となる10のカテゴリーすべてに同じウェイトを割り当てた。

日本の政府開発援助（ODA）を行う実施機関であるJICAは、主に開発途上国の経済発展にとって重要なセクターやプロジェクトに資金提供を行っている。そのため、適格カテゴリーはJICAの事業との関連性が高いと言える。さらに、MUFGをはじめとする民間金融機関は、官民パートナーシップを通じた資本動員において重要な役割を果たし、それによって開発途上国の経済発展を促進する。したがって、このフレームワークを通じてファイナンスされるプロジェクトは、貸し手双方にとって関連性が高い。

適格カテゴリー別の評価の詳細は以下を参照されたい。

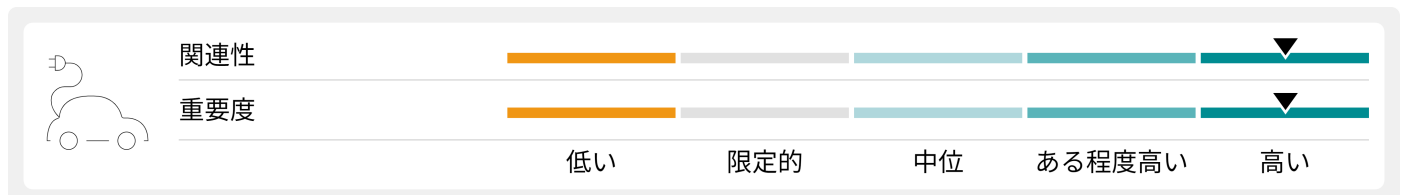
再生可能エネルギー



同カテゴリーの関連性は高い。気候変動の緩和はJICAの事業実施国において関連性が高く、国際エネルギー機関（IEA）によると、開発途上国からの排出量は今後20年間で5ギガトン増加すると予測されており、開発途上国からの排出量が増加の大部分を占めると予想されている¹¹。

同カテゴリーの重要度は高い。このカテゴリーの融資金は、太陽光発電および陸上風力発電に関連するプロジェクトに充てられる。太陽光発電と陸上風力発電は、ロックインが回避され、環境・社会リスクも限定的であり、かつ現在利用可能な最良の技術の1つと考えられる。また、プロジェクトはJICAの環境社会配慮ガイドラインの対象となり、緩和策が求められる。

クリーン輸送

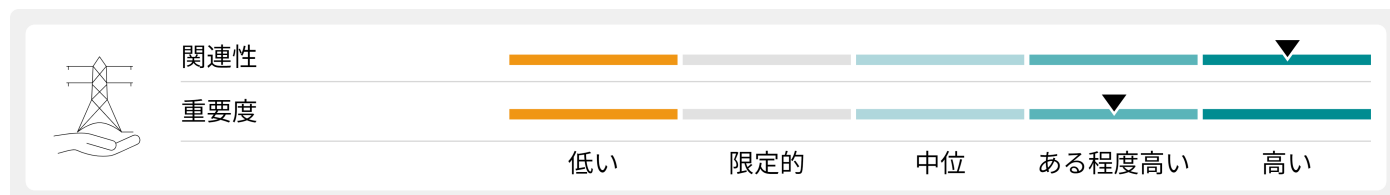


輸送部門からのGHG排出量の削減は、JICAの事業実施国にとって重要な課題であるため、同カテゴリーの関連性は高い。IEAによると、2050年までにネットゼロエミッション（NZE）シナリオを達成するには、2030年までに輸送部門からの排出量を世界全体で年間3%以上削減する必要がある¹²。さらに、開発途上国の急速な都市成長は、GHG排出量だけでなく都市部の交通需要の増加

にもつながり、2050年までに、世界の自動車保有台数の3分の2がOECD諸国外に所在すると予想されている¹³。したがって、開発途上国の輸送部門からの温室効果ガス排出削減は、ますます重要になると予想される。

ゼロエミッション車は現在利用可能な最良の技術とみなされ、またロックインの懸念も少ないため、重要度は高い。同カテゴリーは、ゼロエミッション車の生産、販売、および関連する設備や融資債権など、BEVに関連するプロジェクトのみが対象となる。一部の開発途上国の電力網は化石燃料に引き続き依存しているものの、送電網のグリーン化が進むにつれて、ライフサイクルエミッションは徐々に減少すると予想される。

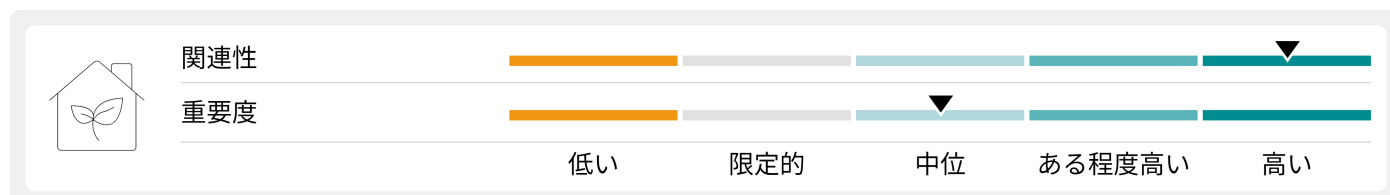
エネルギーへのアクセスの向上



必要不可欠なサービスへのアクセスは、JICAの事業実施国が直面するサステナビリティ課題であるため、同カテゴリーの関連性は高い。電力の安定供給は経済において重要な役割を担い、保健・医療や教育などの必要不可欠なサービスの提供と密接に関わる。全世界で、約7億6,000万人が電気を利用できないと報告されており¹⁴、また、この数字は後発開発途上国（LDC）で特に高く、人口の約55%が電気を利用できない状態で生活している¹⁵。

対象となるプロジェクトは、脆弱な層の人々に電力の供給を行うことにより、長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待されるため、このカテゴリーの重要度はある程度高い。対象となるプロジェクトは、脆弱な層に限定されないものの、安定した電力へのアクセスが限られているか全くない地域に住む最も脆弱な人々を対象とすることが期待される。さらに、JICAはプロジェクトの事前評価段階で料金水準を考慮しているため、エンドユーザー（ターゲット層）に課される電気料金は一般的に手ごろな範囲内であると予想される。ただし、一部の開発途上国の送配電網で供給される電力は依然としてほぼ化石燃料発電によるものであることから、送配電関連プロジェクトは環境への悪影響につながりかねない。

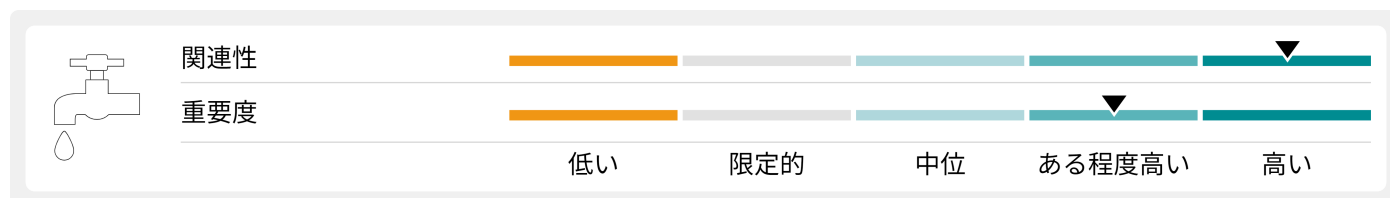
グリーンビルディング



このカテゴリーの関連性は高い。建物からのCO2排出量の削減とエネルギー効率の向上は、世界全体が直面する重要なサステナビリティ課題である。IEAによると、建物の使用は世界のエネルギー消費量の30%、そしてGHG排出量の26%を占めている¹⁶。さらに、建築部門の総床面積は今後も増加し、2030年までの増加の約30%は開発途上国で起因すると予想されている¹⁷。

対象となる建物が達成するエネルギー性能の可視性が限られているため、このカテゴリーの重要度は中程度である。対象となるグリーンビル認証には、BREEAM Very Good 以上、LEED Silver 以上、EDGE など、国際的に認知された認証が含まれる。貸し手は可能な範囲内で建築時のCO2排出量の削減に向けた取組を実施する意向を示している。一方で、このような認証を取得した建物は、別途エネルギー性能に関する閾値を定めていないため、建物が達成する実際のエネルギー性能の可視性は限られている。これは、グリーンビル認証が水や廃棄物の管理などを含む分野で構成され、認証の達成レベルはこれらの分野で取得した累積ポイントによって決まるためである。

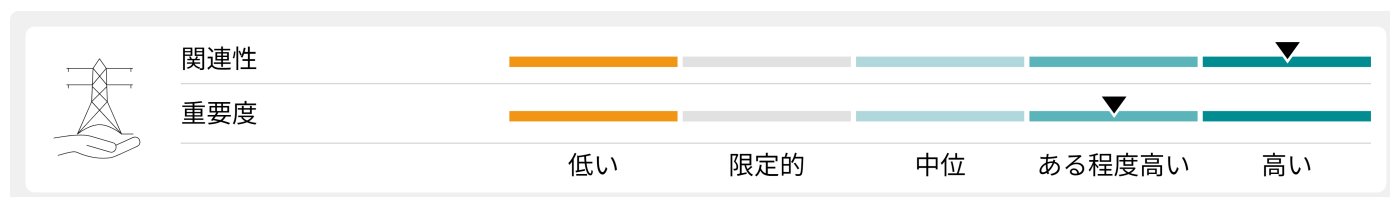
持続可能な水資源および排水管理



必要不可欠なサービスへのアクセスおよび汚染の防止と抑制はJICAの事業実施国が直面するサステナビリティ課題であるため、同カテゴリーの関連性は高い。安全な飲料水へのアクセスの欠如は、低い衛生水準と病気の蔓延によって人々の健康面に深刻な影響を及ぼしうる。この問題は気候変動によってさらに深刻なものとなっている。また、どの地域においても引き続き気候変動が水の供給に大きく影響し、気候変動の影響を最も受けやすい開発途上国および後開発途上国で持続可能な水の供給を確保することの重要性がさらに高まっている。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格プロジェクトは、飲料水と衛生のインフラが確保できていない人々に、安全な飲料水と衛生へのアクセスを提供にすることにより、長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待される。このカテゴリー内における資金使途には、淡水化プラントと廃棄物管理に関連するプロジェクトを除いた、上下水道システム、浄水施設、汚水処理施設に関連するプロジェクトが含まれる。プロジェクトでは、世界保健機関（WHO）の飲料水に関する水質ガイドライン（Guidelines for Drinking-water Quality）¹⁸を参照する国際金融公社（IFC）が設定した水質基準を遵守する必要があるため、対象となる人々に提供される水は十分な品質であることが期待される。さらに、JICAはプロジェクトの事前評価段階で料金水準を考慮しているため、エンドユーザー（ターゲット層）に課される料金は一般的に手ごろな範囲内であると予想される。一方でスコアの決定にあたっては、GHG排出量やエネルギー効率に関して明確な閾値が設定されておらず、環境目標への貢献度が分かりづらい点も考慮した。

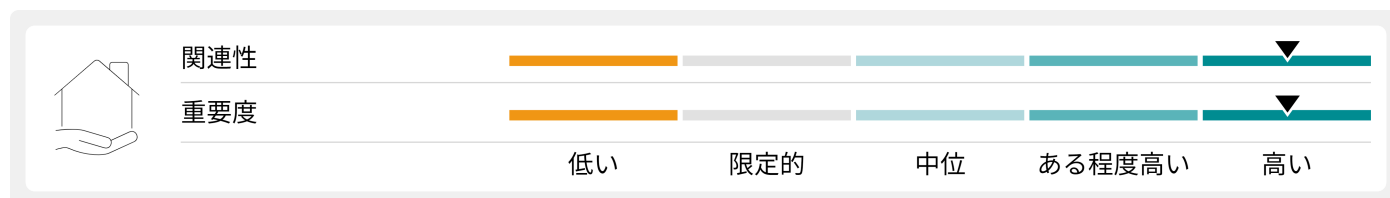
手頃な価格の基本的インフラ設備



手頃な価格の基本的インフラの不足は、JICAの事業実施国が直面するサステナビリティ課題であるため、同カテゴリーの関連性は高い。運輸インフラは、人々のつながりや移動、サプライチェーンにおいて重要な役割を担い、開発途上国の経済成長と貧困削減を促す重要な要因となりうる。開発途上国では、基礎的な運輸インフラに十分にアクセスできないことで、人々の移動が妨げられており、住居から2キロ圏内に使用可能な道路が整備されていない人々は10億人に上ると推定される¹⁹。また、港湾はこれらの国々の経済発展に不可欠な基本的インフラの重要な構成要素として認識されている²⁰。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。対象のプロジェクトは、道路や橋梁を整備することで国内のコネクティビティを強化し、また港湾を整備し事業対象国がグローバルネットワークに加わることで、長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待される。プロジェクトは基本的なインフラへのアクセスが限られている、またはアクセスがない国や地域で実施されることにより、最も脆弱な人々も対象となる。インフラの建設は環境に悪影響をもたらす可能性があるが、プロジェクトはJICAの環境社会配慮ガイドラインの対象となり、緩和策が求められるため、これらの影響はある程度緩和されると予想される。加えて、インフラ設備が限られている開発途上国でプロジェクトを実施することで、人や物の移動を改善し、経済成長を促進することが可能になる。一方で、運輸インフラの運営や利用拡大は、大気汚染を悪化させ、炭素排出量を増加させうる。

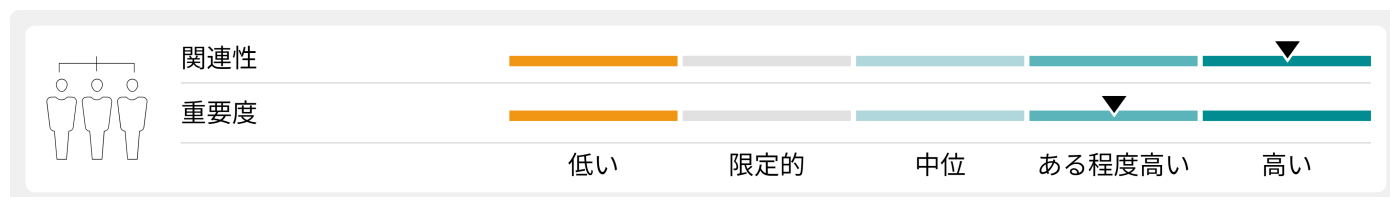
手頃な価格の住宅へのアクセス



手頃な住宅へのアクセスを提供することは、世界的に、特に開発途上国において重大な社会的課題であるため、このカテゴリーの関連性は高い。世界銀行が実施した調査によると、64の新興経済国のうち、少なくとも2億6,800万世帯（約12億6,000万人）が不十分な住宅環境の中で生活していると報告されている。加えて、2030年までに、人口増加による需要を満たすには、さらに4,000万戸の住宅が必要になると推定されている²¹。また、開発途上国の低所得層は、必要書類の不足や銀行の支店へのアクセスなどが大きな障害となり、正式な金融機関が提供するサービスを十分に受けれていないことが多い。

このカテゴリーの重要度は高い。適格プロジェクトは、ターゲット層に住宅へのアクセスを提供することで、長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待される。住宅ローンは、開発途上国の低所得世帯に提供される。これらの世帯は通常、大手銀行からの融資を受ける機会が限られており、サービスの行き届いていないセグメントに属する。そのため民間の高利貸しによる高い利率の資金を借り入れざるを得ない層であり、経済的に困難な状況に追い込まれる可能性がある。JICA/MUFGは、ツーステップローンにおいて、ローンが手頃な金利で提供されることを義務付けてはいないが、パートナーバンクは、債務者の債務状況を融資の実行前に加えて、ローンの実行後も、貸付期間を通して定期的にモニタリングを行うことで過重債務を防ぐための取り組みを行っている。また、JICA/MUFGはパートナーバンクを定期的にモニタリングすることで、債務者の債務状況を確認している。

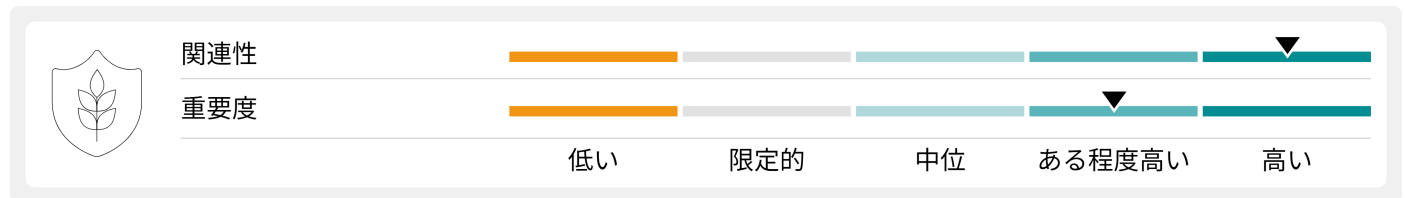
中小企業支援・産業開発



雇用創出はJICAの事業実施国が直面するサステナビリティ課題であるため、関連性は高い。中小企業（MSMEs）は国の経済発展や雇用において重要な役割を担う。一方で、中小企業の金融アクセスは限定的であり、成長が妨げられることが多い。開発途上国の中小企業の約40%が、毎年5.2兆ドルの融資ニーズが満たされていない状態にあり、これは現在の世界のMSME融資額の1.4倍に相当する²²。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格プロジェクトは、事業実施国での雇用創出を通じて、長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待される。プロジェクトは中小企業の資金調達を改善し、利益の増加や生産量の向上、ひいては地域経済における雇用機会の増加を目指している。また、生産管理や経営管理能力を育成することで、中小零細企業の成長を支援する可能性もある。JICA/MUFGは、ツーステップローンにおいて、ローンが手頃な金利で提供されることを義務付けてはいないが、パートナーバンクは、債務者の債務状況を融資の実行前に加えて、ローンの実行後も、貸付期間を通して定期的にモニタリングを行うことで過重債務を防ぐための取り組みを行っている。また、JICA/MUFGはパートナーバンクを定期的にモニタリングすることで、債務者の債務状況を確認している。一方で、全ての中小企業がこのカテゴリーの対象となることから、その中で最も脆弱な立場にある人々が資金供与の対象となることは必ずしも保証されない。また、調達資金の最終的な使途の追跡可能性に関する見通しが得られず、プロジェクトの社会目標への貢献度はある程度制約を受けるだろう。

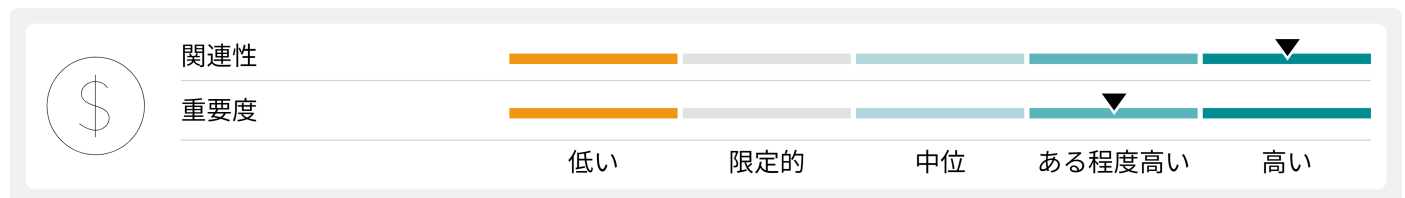
食糧の安全保障と持続可能な食糧システム



持続可能な食料システムを強化しながら食料安全保障を改善することは、開発途上国の経済発展にとって重要であるため、このカテゴリーの関連性は高い。一部の後開発途上国では、農業がGDPの25%以上を占めており²³、これらの地域では農業部門全体が雇用の65%を占めていると報告されている²⁴。また、気候変動に適応するためだけでなく、人口増加による食糧の生産需要を満たすためにも、持続可能な食料システムを開発する必要性が高まっている。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格プロジェクトは、農業、畜産業、漁業の生産性を高め、最終的には最も脆弱な層である小規模農家や漁業者の収入を増やすことにより長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待される。対象となるプロジェクトには、生産性の向上やサプライチェーンの強化を目的とした活動のほか、小規模農家や漁師向けの生産性を高める持続可能な農作業や漁業に関する研修の実施が含まれる。JICA/MUFGは、ツーステップローンにおいて、ローンが手頃な金利で提供されることを義務付けてはいないが、パートナーバンクは、債務者の債務状況を融資の実行前に加えて、ローンの実行後も、貸付期間を通して定期的にモニタリングを行うことで過重債務を防ぐための取り組みを行っている。また、JICA/MUFGはパートナーバンクを定期的にモニタリングすることで、債務者の債務状況を確認している。ただし、灌漑システムの技術面の適格基準や、対象外となる農作業や漁業の種類について具体的かつ詳細な点が決まっていない。プロジェクトは小規模農家や漁師に限定しているわけではなく、最も脆弱な層が対象とならない可能性もある。

社会経済的向上とエンパワーメント



このカテゴリーの関連性は高い。社会経済的改善とエンパワーメントはJICAの事業実施国が直面するサステナビリティ課題である。世界全体では、成人の3分の1が依然として銀行口座を持っていないと報告されており、特に女性、低所得層、若者、失業者など、十分なサービスを受けにくい成人に対して金融アクセスの格差が依然として存在している²⁵。

このカテゴリーの重要度はある程度高い。適格プロジェクトは、女性、中小零細事業主、低所得者といった、十分にサービスが届いていない層へ金融アクセスを提供することにより、長期的にポジティブな社会インパクトを生み出すことが期待される。JICA/MUFGは、ツーステップローンにおいて、ローンが手頃な金利で提供されることを義務付けてはいないが、パートナーバンクは、債務者の債務状況を融資の実行前に加えて、ローンの実行後も、貸付期間を通して定期的にモニタリングを行うことで過重債務を防ぐための取り組みを行っている。また、JICA/MUFGはパートナーバンクを定期的にモニタリングすることで、債務者の債務状況を確認している。一方で、調達資金の最終的な用途の追跡可能性に関する見通しが得られず、プロジェクトの社会目標への貢献度はある程度制約を受けるだろう。

サステナビリティへの貢献度に関する追加の考慮事項

予備的なサステナビリティへの貢献度に、追加の考慮事項に基づく調整は加えていない。

JICAとMUFGは強固なESGリスク管理手順を導入しており、プロジェクトの悪影響は最小限に抑えられている。JICAは円借款を供与するにあたり、プロジェクト所有者に適切なESGリスク管理手順を整備し、JICAのESG基準を順守することを求めており、基準に満たない場合は、JICAはプロジェクトからの資金の引き揚げも含めて対応を検討する。MUFGはすべての新規のファイナンスに対し、プロジェクトに関連する環境・社会に対するリスクを特定し管理することを目的とした環境・社会ポリシーフレームワークに沿って評価を行う。評価には、必要に応じて環境・社会コンサルタントや経営階層も関与するなど、複数段階のデューデリジェンスプロセスが導入されている²⁶。

本フレームワークで調達資金が充当されるプロジェクトは、ODAの実施を担うJICAの持続可能性に関する優先事項と一致する。さらに、これらのプロジェクトは、カーボンニュートラルの実現や金融サービスへのアクセスの改善など、MUFGのサステナビリティ優先課題とも一致する。

付録1 - MUFG/JICAのサステナブルファイナンスフレームワークの原則との適合性スコアカード

要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	適合	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A		
		プロジェクトの所在地	A		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	No		
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A	ベストプラクティス	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes		
	期待される便益の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A	適合	
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	Yes		
		BP: 全てのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	Yes		
		BP: 発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示	No		
		BP: 発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	Yes		
プロジェクトの評価と選定のプロセス		適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性		A
プロセスの開示	A				
環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A				
BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	Yes				
調達資金の管理	調達資金の充当と追跡	資金の追跡	A	適合	適合
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A		
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A		
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes		
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	No		
レポーティング	レポーティングの透明性	レポーティング頻度	A	適合	適合
		レポーティング期間	A		
		レポーティングに関する開示	A		
		レポーティングの網羅性	A		
		BP: 少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限なしローン返済期限までのインパクト・レポート	No		
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	Yes		
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes		
		BP: 独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	No		
環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価					Yes
原則との適合スコア:					適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

付録 2 - 適格カテゴリーの国連の持続可能な開発目標へのマッピング

フレームワークに含まれる10の適格カテゴリーは、以下の11個の国連の持続可能な開発目標（SDGs）に貢献する可能性が高い。

UN SDG 17のゴール	SDGターゲット	
目標1: 貧困をなくそう	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	1.1 現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義されている極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	手ごろな価格の住宅	1.4 すべての人々が、経済的資源、基礎的サービスへのアクセス、財産所有権、金融サービスについて平等な権利を持つことができるように確保する。
目標2: 飢餓をゼロに	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	2.A 農村インフラ、研究、技術への投資を通じて、新興国における農業生産能力を向上させる。
目標5: ジェンダー平等を実現しよう	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	5.A 女性に対し、経済的資源、財産所有権、金融サービスに対するアクセスへの平等な権利を確立する。
	社会経済的向上とエンパワーメント	
目標6: 安全な水とトイレを世界中に	持続可能な水資源および廃水管理	6.1 すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ平等なアクセスを達成する。 6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女子、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を向ける。
目標7: エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギー	7.1 2030年までに、安価かつ信頼できる現代エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	クリーン輸送	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	エネルギーアクセスの改善	7.A 2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	グリーンビルディング	7.B 2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国のすべての人々に現代的で持続可能なエネルギーサービスを提供できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
目標8: 働きがいも経済成長も	中小企業育成および産業開発	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	8.5 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。
	社会経済的向上とエンパワーメント	8.10 国内の金融機関の能力を強化し、すべての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

UN SDG 17のゴール		SDGターゲット
目標9: 産業と技術革新の基盤をつくろう	中小企業育成および産業開発	9.3 特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	手ごろな価格の基本的インフラ設備	9.A アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラ開発を促進する。
目標10: 人や国の不平等をなくそう	社会経済的向上とエンパワーメント	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、すべての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
目標11: 住み続けられるまちづくりを	手ごろな価格の住宅	11.1 2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。
	手ごろな価格の基本的インフラ設備	11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。
	持続可能な水資源および廃水管理	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応力を強化する。
目標13: 気候変動に具体的な対策を	再生可能エネルギー	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	クリーン輸送	
	エネルギーアクセスの改善	
	グリーンビルディング	
目標15: 陸の豊かさも守ろう	食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	15.2 2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
		15.3 2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壌を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
		15.5 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
		15.6 国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
		15.B 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。

本SPOで示される、国連のSDGsへのマッピングでは、本フレームワークで明文化されている、適格プロジェクトのカテゴリーや関連するサステナビリティ目標/便益、またICMAのSDGマッピング・ガイダンスや国連のSDG目標値および指標など公的機関のリソースやガイドラインを考慮している。

付録 3 - MUFGとJICAのフレームワークにおける適格カテゴリーの概要

適格カテゴリー	適格プロジェクト	サステナビリティ目標	インパクトレポート指標	アウトカム
			アウトプット	
再生可能エネルギー	以下のものから発電を行うプロジェクト／アセットの取得、開発、運営、維持： ・太陽光発電 ・陸上風力発電	気候変動対策	<定量的> ・年間発電総量 ・投資額 等 <定性的> ・地域経済の発展、地域住民の生活水準向上 等	・二酸化炭素排出削減効果（t-CO2/年） ・クリーンなエネルギー研究及び開発と、ハイブリッドシステムに含まれる再生可能エネルギー生成への支援に関する発展途上国に対する国際金融フロー
クリーン輸送	電気自動車（BEV）に関連した事業	気候変動対策	<定量的> ・年間生産台数 等 <定性的> ・地域経済の発展、地域住民の生活水準向上 等	・二酸化炭素排出削減効果（t-CO2/年）
エネルギーアクセスの改善	送電・配電網の整備	手ごろな価格の基本的インフラ設備 必要不可欠なサービスへのアクセス	<定量的> ・対象地域における世帯電化率 等	・停電時間の短縮・頻度の低下 ・地域住民の生活水準向上、地域経済の発展
グリーンビルディング	グリーンビルディング認証を取得した建築物： ・LEED（シルバー以上）、BREEAM（very good以上）、EDGE	気候変動対策	<定量的> ・エネルギー効率の向上・消費量の削減 等 <定性的> ・建築物概要、認証の取得状況（種類・評価） 等	・延床面積あたりの二酸化炭素排出削減効果（t-CO2/年）
持続可能な水資源および廃水管理	・上下水道の敷設の整備 ・浄水場施設の整備 ・汚水処理施設の整備	必要不可欠なサービスへのアクセス 汚染防止および抑制	<定量的> 【浄水設備・上水道】 ・給水人口、給水世帯数、水道普及率、給水量 等 <定量的> 【汚水処理・下水道】 ・汚水処理人口、汚水処理量、下水道普及率、水質改善状況（BOD）等 <定性的> ・地域住民の衛生・生活環境の改善 等	・安全に管理された公衆衛生サービスを利用する人口の割合 等

適格カテゴリー	適格プロジェクト	サステナビリティ目標	インパクトレポート指標	
			アウトプット	アウトカム
手ごろな価格の基本的インフラ設備	道路・橋梁・港湾等の運輸インフラの整備（機能回復・改善のための改修を含む）、その他事業実施国の運輸インフラの改善に必要な施策などを支援する事業	手ごろな価格の基本的インフラ設備	<定量的> 【道路・橋梁】 ・年平均日交通量 【港湾】 ・貨物取扱量 <定性的> ・物流の改善、交通渋滞の緩和（道路・橋梁）、経済発展の促進	・交通事故発生・死者数の割合 等 ・災害時のアクセス確保・防災機能の向上
手ごろな価格の住宅	低所得層向けの住宅金融支援事業	手ごろな価格の住宅	<定量的> ・住宅ローン残高、住宅ローン借人数、女性の借入人比率 等 <定性的> ・低所得者の住宅ローンへのアクセス	・適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保している人口の割合 等
中小企業育成支援および産業開発	・中小企業に対するツーステップローン（中小企業は各国の中小企業の定義のうち、売上高の基準を満たすものを対象） ・地場産業の成長促進・雇用拡大支援事業	雇用の創出 社会経済的向上とエンパワメント	<定量的> ・中小企業に対するローン残高 等 ・事業により新設・改修された生設備等による生産高・売上 等 <定性的> ・地場産業・地域経済の成長 等	・地域の失業率 ・所得水準 等
食糧の安全保障と持続可能な食糧システム	・食料システム強化/農業関連の気候変動対策（適応） ・農業生産設備や灌漑設備の整備 ・気象・地理的条件等に即した営農指導支援 ・金融機関への融資を通じた農業分野支援 ・農業卸売商社への融資を通じた小規模農家支援	食糧の安全保障 社会経済的向上とエンパワメント 気候変動適応	<定量的> ・作物生産高、単位収穫量、農家の収入、営農指導を受けた農家の受益人数、灌漑設備の灌漑面積、農業分野へのローン残高、借入件数 等 <定性的> ・食料安全保障、農村地域の経済発展、生産者の生計向上、気候変動に対する強靱性強化 等	・生産的で持続可能な農業の下に行われる農業地域の割合 等
社会経済的向上とエンパワメント	・女性、中小零細事業主、低所得者向けの金融アクセス改善事業	社会経済的向上とエンパワメント	<定量的指標> ・女性、中小零細事業主、低所得者に対するローン残高、ローンの借入人数 等 <定性的指標> ・女性、中小零細事業主、低所得者金融アクセス改善・雇用促進 等	・金融サービスへアクセスできた人数および金額 等

Endnotes

- 1 ポイントインタイム（特定時点）の評価は、スコア付与日ないし更新日にのみ適用される
- 2 [独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）](#)
- 3 [DAC援助受取国・地域リスト](#)、2024年10月アクセス
- 4 [円借款供与条件表](#)、2024年10月アクセス
- 5 [JICAグローバル・アジェンダ](#)
- 6 [OECDの開発援助委員会（DAC）の評価基準](#)
- 7 [JICA事業評価ガイドライン](#)、2014年5月
- 8 [事業評価案件検索](#)
- 9 [方針/ガイドライン](#)、MUFG、2024年10月アクセス
- 10 [国際協力機構環境社会配慮ガイドライン](#)、2022年1月
- 11 [Financing clean energy transitions in emerging and developing economies](#)、IEA、2024年10月アクセス
- 12 [Transport](#)、IEA、2024年10月アクセス
- 13 [Sustainable transport and air pollution](#)、UNEP、2024年10月アクセス
- 14 [IEA](#)、2024年10月アクセス
- 15 [Over half of the people in least developed countries lack access to electricity](#)、UNCTAD、2024年10月アクセス
- 16 [Buildings](#)、2024年10月アクセス
- 17 [Breakthrough Agenda Report 2023](#)、IEA、2024年10月アクセス
- 18 [Guidelines for drinking-water quality: fourth edition incorporating the first and second addenda](#)、世界保健機関、2022年3月21日
- 19 [Transport](#)、世界銀行グループ、2024年10月アクセス
- 20 [Sustainable Development in Shipping and Ports](#)、世界銀行グループ、2024年10月アクセス
- 21 [Introducing the Adequate Housing Index \(AHI\): A New Approach to Estimate the Adequate Housing Deficit within and across Emerging Economies](#)、世界銀行グループ、2021年11月
- 22 [Small and Medium Enterprises \(SMEs\) Finance](#)、世界銀行グループ、2024年10月アクセス
- 23 [Agriculture and Food](#)、世界銀行グループ、2024年10月アクセス
- 24 [Convention on Biological Diversity](#)、2024年10月アクセス
- 25 [Financial inclusion](#)、世界銀行グループ、2024年10月アクセス
- 26 [リスク管理](#)、MUFG、2024年10月

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2025年 Moody's Corporation, Moody's Investors Service, Inc., Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）。無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インペイメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の種類に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、投資又は財務に関する助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別的、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に對価を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及びMoody's Rating®のブランド名（以下「Moody's Ratings」といいます。）の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト ir.moody's.com の「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A., Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA, Moody's Local MX S.A. de C.V., I.C.V., Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A., 及びMoody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSROではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSROではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したこととなります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したのではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項（「格付記号と定義」にて定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）及びネットゼロ・アセスメント（以下「NZA」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。

日本：日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC：いかなる SPO も、（1）PRC の関連法令で定義される PRC のグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC 規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又は PRC 規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC 内で規制目的のために又は PRC の関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moodys.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

レポート番号 1433470